

(議事録)

土屋部会長 それでは、第3回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。
まず事務局から、出席状況について報告をお願いいたします。

賃金室長補佐 出席状況について報告します。公益委員3名、労働者代表委員2名、
使用者代表委員3名、合計8名です。欠席は二階堂委員です。

土屋部会長 委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準
用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、
本専門部会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。
また、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議
及び議事録は原則公開とされています。傍聴者の方は何名でしょうか。

賃金室長補佐 傍聴者は3名です。

土屋部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。
公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願い
いたします。
続いて、配付資料は本日ありますか。

賃金室長 本日、新たに配付した資料はございませんが、昨日の専門部会で御
質問のあった点について説明をいたします。
中央最低賃金審議会から提示された目安でA B、B Cのランク間に
1円の差がある点についてです。
これについては、中央最低賃金審議会の公益委員見解に示されてお
ります。すなわち、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも、地
域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させてい
くことが必要であること。また、賃金上昇率、消費者物価指数の上昇
率、及び、雇用情勢を考慮すると、各ランク間で、大きな状況の差異
があるとは言い難い。その一方で、地域別最低賃金が相対的に低い地
域における負担増にも一定の配慮が必要ということから、各ランク間
に1円ずつの差がつけられたものです。以上でございます。

土屋部会長 よろしいでしょうか。

須藤オブザーバー 個人の感想としては、3要素別にランクの指標を示して、1つか2つ
の例を挙げていただきましたけれども、やはり3要素別に、ランク別
の数字をみて、差がないというのを確認すべきではないかと思えます。
また、格差の是正について、1円ということで、率で格差を是正して
いるという進め方、これに対して埼玉の審議会として、必要であれば

中央のほうにも意見をあげるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

土屋部会長 その点については、この後の審議の中で。

須藤オブザーバー 最後までいいのですが、議論をしたほうがいいと思います。

土屋部会長 今の説明に関して、何か他にありますか。

では、議題に入ってよろしいでしょうか。議題1は、「埼玉県最低賃金の改正決定について」です。

前回の状況は、労働側は5%、49円、使用者側は3.1%で31円ということで、今日はここから出発するわけですが、昨日の議論を踏まえて、合意に向けて、いろいろ御努力されたところもあると思いますので、その点、お話しいただければと思います。

労働側の主張されていた、最近の物価の大きな上昇の中で、最賃近傍で働く人たちの生活が苦しいということを考えたときに、3要素の中でも生計費、その指標として物価上昇を重く見るのだという、そのお考えは分かるところではありますが、一方で、使用者側の皆さんからは3要素をそれぞれ考慮し総合勘案すべき、というご主張でした。そして使用者側としては、通常の事業の支払い能力を重視して考えてほしいということですね。

昨日の休会中の個別協議の中で話が出たことの1つに、これは全体協議の場でもお伝えしたわけですが、仮に目安どおりに引き上げると影響率が20%を超えてくる、と。影響率には両面があって、使用者側からすれば、高くなると負担しなければいけない事業者が多くなる一方、労働者側からすれば、影響率が高いということは引上げの実効性が大きいということになります。しかし、この目安の金額だと、影響率がこれまでに比べてかなり大きいですね。

お互い、主張のポイントの重点は違いつつも、お互いの立場に御理解を一定程度されています。

これまでの議論を踏まえて全体協議の場で今ご発言いただけることがあれば。労働側からどうでしょうか。

柿沼委員

まず、金額も含めて基本的な考え方は現時点、労側としては変わっておりません。これまでの審議の中で、特に中小の支払い能力に対して、非常に懸念があるという使側の主張がありましたが、ここについては、我々の春闘の集計の中でも、規模が小さいところ、99人未満で見ると3%を下回る賃上げだという数字が出ています。これを踏まえても、環境的に厳しさがあるという認識は持っておりますが、昨日、また、前回に行われた意見陳述の中でも、我々連合以外の労働組合においても、今年については非常に高い賃上げが実現しているというこ

とお聞きすることができました。

そこでいくと、やはり最低賃金の位置づけはセーフティネットで、しかも、労働組合のない労働者の生活を保障する、救うというところが非常に重要な役割だということを改めて再認識をしたと思っています。そのようなところからも、ぜひ御理解をいただきたいと思いますが、この後、さらに議論を深めていければと考えています。

土屋部会長 使用者側からはいかがですか。

廣澤委員 現時点では方針は変わっておりません。ただ、資料としてはまだ出てきていませんが、昨日、事務局にお願いして、今後、引上額を考える前提として、支援策の有効性、昨年度にどれだけ支援策が負の影響をカバーしていたかが見えてくると、歩み寄りの議論の前提として、加味できると思いますので、ぜひ見ていきたいです。さらに、負の影響という意味では、倒産以外に、廃業も増えているので、最賃の引上げによる廃業などの、影響も見えたらいいと思っています。ただ、もちろん使側も、最初に申し上げましたように、物価高騰の影響等は頭に入れながら議論を進めていきたいと思っており、その前提として押さえるべきところは押さえたいと思っております。以上です。

須藤オブザーバー よろしいでしょうか。

土屋部会長 どうぞ。

須藤オブザーバー 7月31日に、法定3要素別に各種指標、データの検証を行い、次に、ランク別数値を埼玉県の数値に置き換え、さらに、埼玉県の経済雇用環境の現状を的確に反映している新たな指標等を加味して審議を行う必要があるという意見を述べさせていただきました。

お互いに相手を理解して、よりよい埼玉の数値を導くためにも、事務局において用意できる限りの埼玉の数字をいろいろなところで用意していただきましたので、3要素別に分けて、全国やAランクの数値と埼玉県の数値を比較して、埼玉県の経済の状況、雇用の状況を皆さんでもう一度確認をしてから、次の議論に進んだほうがよりよい議論ができると思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

土屋部会長 データは出尽くしているということでしたが。

須藤オブザーバー それを全国やランク別の数字と並べて、埼玉はどんな状況にあるのか、どういうところを重点していくべきか、お互いの主張をもう一度、埼玉県の数値に置き換えて検討するというのが、埼玉の審議会におい

てやるべき仕事であると思います。

土屋部会長 使側として。

須藤オブザーバー お願いしたい。皆さんの御意見で、要らないということであればそれはそれであると思いますけれども。

土屋部会長 埼玉のデータは配布されていますが。

須藤オブザーバー 埼玉県だけの資料は出ていますが、ランク別との比較とか全国との比較で並べて、それを3要素別に分けたものというものがなくて、毎年、このような厚い資料の中から、個別に見ても、意見と認識が統一できないと思いますので、整理していただいて。

土屋部会長 委員の皆さんは資料について検討して、意見をそれぞれお述べになっているのだととらえていますが。

須藤オブザーバー ぜひとも皆さんの御意見を1人ずつお伺いできればと思います。

土屋部会長 今の点について御意見がある方、どうぞ。

近藤委員 過去の最低賃金の論議の際に、埼玉県の数字をどこまで見るかという論議があったと思います。私はそのとき委員ではなかったのですが、聞いた形での話になりますが、御存じのとおり、中央最賃の目安の審議においても、数字をデジタルに計算して目安が出るものではなくて、あくまでも各数値を参考にしながら、経済に与える影響とか、様々なものを勘案して総合的に決めており、おおよそ1か月ぐらいかけて審議をされているかと思います。

埼玉県で、埼玉県の数値を全部また並べて、一から審議するには、時間がかかるからこそ、目安を尊重するという考えがあると私は理解しています。埼玉県での審議は、目安の審議の前提を踏まえた上で、大きくかけ離れたポイントを絞って行うのがいいのではないかと思います。埼玉県は、特にこういった数値が今年、全国とは大きく事情が違うから、そこは勘案していこうというような進め方のほうが。ゼロからやるのは時間の影響が大きいと思います。

土屋部会長 須藤オブザーバーの意見は、ゼロからというわけでもないんですね。

須藤オブザーバー 皆さん、もう自分なりに見てやっているわけです。ただ、これだけ

厚い資料を数枚に整理して、3要素別に整理して、埼玉というのは全国、Aランクと比べてこんな状況にありますというのを、共通の認識を持った上での議論ができれば、さらにいい審議ができると思います。初めからやり直すということではなく。私は7月31日に、その意見は述べたつもりです。

柿沼委員

よろしいですか。須藤オブザーバーのおっしゃっているところ、まず、私としても、ゼロから議論しましょうと言っているわけではないと思っています。確かに埼玉における各種指標を確認して、埼玉の引上額が、幾らが妥当なのかというところを議論するのがこの場でありますので、その数字を確認する必要はもちろんあるかと思いますが、その一方で今、近藤委員が言ったように、様々な指標がある中で、労側また使側それぞれ重視する指標であったり、項目、3要素の中でも重視するポイントに違いがありますので、必ずしも一覧で見たからといって共通認識になるかということ、そこはどうしても溝が残ったままということもあるかと思っています。そこを詰めるための審議会での議論の場と受け止めておりますので、我々としてもそれぞれの指標は、確認をする中で、重視する項目を取上げさせていただいております。あえてまた全部そろえてということではないと思っています。

土屋部会長

見やすく何かまとめることができるのだったら、事務局で今後やってもらって。

賃金室長

7月31日の本審の資料No.3が埼玉県主要経済指標ということで、埼玉県の数値と、あと、ランクごとの数値はまとめておりませんが、全国との数値は比較できる表を、かなり字が細かい表ではありますが、まとめたものが資料No.3に入っています。

須藤オブザーバー 公益委員の先生方の御意見もお伺いしたいのですが。

土屋部会長

私は目安をベースとして考えています。目安は、全国的なデータを基にしてまとめられているものですので、各都道府県地域の経済雇用の状況をそれぞれ踏まえたものでは必ずしもないかと。ですから、それぞれの地域について個別に見て出されたものではないわけです。だから、Aランクで何%幾らと示されたものをベースで見えていって、埼玉県地域において雇用経済の状況がAランク、あるいは全国と比べて特段の事情があるという、そういったデータがあったときに、それを踏まえて、プラスあるいはマイナスということも、場合によってはあるでしょう。そうして適切な金額を決めていくという考えを持っています。

埼玉県地域のデータと他との均衡を見ることは重要だと思っています。しかし特段の何か、全国あるいはAランクの地域と比べて特段のことがないのであれば、目安の金額が適切ではないかと思えます。

ほかの方で意見がおありだったら、御自由にお願いできれば。

近藤委員

1点だけ。今、須藤オブザーバーが言われていたことは、データとしては、今そろってはいるのだけれど、それを可能な限り、全国、Aランク、埼玉県といった指標を並べて、簡易にまとめ直した表があったほうがよいのではないかという意見でよいですか。今、データとしてこれが足りないとか、考慮されているべき数字で今足りてないものがあるのではないのかという意見ではなく。

須藤オブザーバー 先日、埼玉県としてあるべきデータは全部出していただきたいということですので、そう理解しています。

土屋部会長

第4表のような埼玉の賃金データがあればいいということですか。

須藤オブザーバー

何度も言っていますが、私はベストだと思っています。

土屋部会長

それがないので、りそな銀行の調査の3.1%、その数値を用いて今の段階の御主張になっているということですよ。

須藤オブザーバー

あくまでも目安どおりであれば、埼玉県で議論をする意味合いも薄れてきます。県内の特徴なり、状況をいかに反映するかというのが、都道府県の審議会に与えられた使命と思っています。

土屋部会長

そのとき、私としては、皆さん金額も含めて目安を尊重してもらえればと思っています。繰り返しですけど、全国的な経済雇用の状況を踏まえて出されたAランク41円という目安に対して埼玉県地域はどうか。全国の、あるいはAランクの都府県と比べて、何か特別な状況があるのか。プラスに考えるべき特別な状況があれば、目安の金額からプラスアルファ、特別な事情があって、経済雇用の状況が非常に悪いということなら逆にマイナスアルファもある。ビデオメッセージの中で中賃の会長代理が言われていました。目安に対し、プラス、マイナスアルファもあるという。

そういう目安をベースとした審議スケジュールだと思うんです、現実的に。私としては、中賃の目安を金額含めて出発点としてもらって、そこから県の地域の現状を踏まえてプラスあるいはマイナス、こうだからプラスなんだ、こうだからマイナスなんだという。そのように審議を進めていただけるとありがたいです。

廣澤委員 今会長がおっしゃった視点で言いますと、今使側の主張のところの、りそな財団は3.1、連合の数字で見ると中小が3.23。埼玉県の特徴は、中小企業の比率が高いということですから、そこに対しての、支援策が、東京以上に必要であると思うんです。りそな総研の数字が3.58とか、そういう数字に寄っているのであれば、大企業の比率も同じようにあると思いますが、そうではありませんので。

土屋部会長 支援に関する資料は、何か用意されていませんか。

賃金室長 中小企業への支援策の状況については、資料を収集しているところであり、明日には出したいと存じます。

土屋部会長 それも踏まえてまた、使用者側としては、少し考え、検討したいということですか。

廣澤委員 はい。目安を意識した議論をしていく上で、その点は確認をしていきたいと思っています。

柿沼委員 よろしいですか。須藤オブザーバーがおっしゃっていただいた、数値を見て、共通認識を持って、金額を決定するということは、ある意味、審議会の在り方としては理想とする形だと、我々も思っています。

中央でいくと、我々以上にデータがそろって、各ランクであったり、比較をする中で、毎年、労使の意見は一致せずに、公益の見解として、納得はできないけれども、理解はするということでの全会一致で、これまでも決まってきました。須藤オブザーバーがおっしゃる状況は、環境が相当整ったときだと思っています。

これまでも、埼玉では、一覧表はなくともそれぞれ捉えている重要な指標をお互いに主張する中で、理解を示してきていると捉えております。今後、事務局に御努力はいただくとともに、10月1日の発効の兼ね合いもありますので、御理解いただいて、この後の議論を進められればと思います。よろしく申し上げます。

須藤オブザーバー 皆さんの意見もごもっともですけれども、中央の場合は、最初にやってから、次にやるまで1週間とか10日空くんです。我々は連続していて、昨日もらった、午後もらった資料を、それぞれの委員が短時間で全国全部比較するのは現実的に無理です。

ですから、例えば埼玉県の四半期動向調査というので資料を出すのではなくて、初めから出すときに、その中をランク別に分けて、Aランクの指標と並べて出すだけでも、横に書かなくても、そのセット

だけで、出し方を変えるだけでも、同じページを見れば分かるので、出し方だけの工夫もしていただければと思います、今後。

一委員が本当に全部、これを埼玉県のものと比較して、3日ぐらいでやっていくというのは、難しいと私は思っています。それなりに勉強はしてきているつもりですが。

土屋部会長 それはよく分かります。何か工夫できるのであれば。

賃金室長 比較のできる数値等に関しては、おっしゃるとおり、見やすい形にするべきだと思いますので、より使いやすい資料を御提供できるように、検討してまいります。

土屋部会長 使いやすい資料という点でいうと、電子ファイルでもらうことも検討してもらえればとは思っています。

賃金室長 併せて検討させていただきます。

土屋部会長 電子ファイルでパソコンとか電子ノートで見られるのだったら、多分そのほうが良いと思います。

須藤オブザーバー 画面で並べて、表示して見られます。

土屋部会長 資料はインターネット上で議事録とともに公開しますね。

賃金室長 はい。ただ、提供の方法に私どもとして問題があって、まず、会議用の端末を用意するとか、そういったところで少し厳しい面がありますので、資料自体は全部電子媒体で、御提供すること自体できるのですが、その点を含めて検討いたします。

藤本委員 先ほど、委員から御意見あったように、3要素について、埼玉と全国と、Aランクの例えば神奈川であるとか、そういったところの一覧表がA4、1枚だけ資料としてあればよいと思います。残りの、こういった詳細データについては、メールアドレスのここにあるから自分たちのデバイスで勝手に見てくださいというやり方でいいと思います。そのほうが効率的な会議ができると思います。将来の課題としてで結構です。

嶋田委員 若干意見が違うかもしれませんが。
第4表ですか、賃金改定状況調査表は、この審議のためにつくっているようなデータですから、厚生労働省でデータを組み替えれば、場

合によっては埼玉県ということだけでも抽出できるのかもしれませんがね。それはデータのつくり方があると思いますので、今後要望をしていただけるとありがたいです。ただ、重要な会議にこれだけの資料を御用意いただくということ自体、事務局は大変な労力がかかっているだろうと私は思っていて、それはある意味、委員のほうではきちっと読み込む必要があって、データで上げ幅を決めるわけではないので、総合的に勘案して、読み込んで、それで各委員がそれぞれの意見を述べるというのではないかと思った次第です。

あとは、デジタル化のところは、今後、ここにパソコンを置いて、その中で見ていくような形でやっていくような方向性があってもしかるべきなのではないかと思います。それは、事務局もより楽になるかと思しますので、御検討いただければと思います。

鈴木委員

7月5日の日に配付いただきました中賃の資料の中、11というインデックスのところに、結構、都道府県別ランク別の基本的なデータは載っています。ただ、ここに、確かに使側の経営状況を示すようなデータが少し乏しいなと思うところはあります。労働者とか消費者の現状については、十分比較できるデータはもう示されていると認識しております。

先ほど、室長から御案内あったとおり、同日5日のインデックスの3のところに、埼玉県に限定しては、また、これも細かく経営状態の指標も出ています。ただ、近隣の県と比較するものがないため、埼玉の状況をより理解するためには、確かに隣接する千葉や東京のデータがあるとよいのではないかと思います。

こういった埼玉県主要統計資料というのは、他県でも作成しているものなのか、それともこれは埼玉独自のものなのか、どうなのでしょう。

賃金室長

恐らく類似の資料はあるのではないかと思います確認します。

鈴木委員

近隣の数県の状況でも分かると、より実態に即した審議ができるかと思しますので、次年度以降ということになりますけれども、御検討いただきたいと思っております。以上です。

賃金室長

はい。

近藤委員

例えば第4表で埼玉県だけ抜き出すと、母数が減ることによって、データとして信頼度が下がってしまうのではないかということ懸念してしまっているのですが、統計学的に信用していいのかどうかという、そういった解釈も、独自に埼玉県でつくってデータを出すときは確認を

お願いできればと思います。

賃金室長

第4表に関しては、賃金改定状況調査の調査設計の段階で、まず、ABCのランクごとに集計することを前提として、調査の対象を選んでいます。ですので、第4表の、埼玉の分だけ出せないのかというお話の中で説明はしたのですが、今、ABCのランクごとで集計することを前提として回収した調査票を、埼玉県のみだけ抜き出して出すとすると、たまたま正確な数値は出るかもしれないが、信頼できるかどうかは保証できないという状況でございます。ですので、現状は、都道府県別の数値は出さないというのが、厚生労働省の説明であります。

福田部会長代理

両サイドから御議論も出て、中小企業は大変だというお話については、柿沼委員も理解できるという御発言がありましたし、使側も生計費が上がっているということカバーする必要があるという労側の議論は分かるという、土台で共通できている部分もあると思いますので、あとは須藤オブザーバーの御発言の趣旨を、今後の審議も踏まえて、皆さん頭にとどめていただいて、事務局にもできる範囲で答えていただくというようなことで、審議を進めさせていただいたらどうでしょうか。

土屋部会長

全体議論の場で、あと、皆さんから何かありますか。

では一旦休憩にして、個別にお話しさせていただきませんか。では、労側からでいいですか。

(休 会)

土屋部会長

それでは、審議を再開いたします。休憩中に、公益と労側、公益と使側、そしてもう1回公益と労側、公益と使側、個別に協議をいたしました。その個別の協議の結果、労側、使側ともに、当初の御主張から、お考えを改められたところもあります。その辺につきましては、それぞれ、労側、使側から、お話しいただければと思います。

では、まず労側から、お願いします。

柿沼委員

これまで労側としては、金額にして49円の引上げが必要だとお伝えさせていただいておりました。指標は、連合の有期・短時間・契約等労働者の賃上げ、時給の引上げ率、5%を見ておりましたが、この5%は、物価上昇や、パートなどで働く方々の生活の改善ということが実際に春闘交渉の中で議論され、決まったものであることから、妥当な数字だと捉えて提示をさせていただいておりました。この3回ま

での専門部会の中で、使側の委員の皆さんの、今の経営環境の認識等々をお聞かせいただきまして、改めて、我々としては、もう一つ、10月1日の発効というのは非常に重要だと捉えておりますので、その点で金額について改めて考え直したところであります。

その中でいきますと、やはり最賃近傍で働く方々の生活の厳しさというところは、間違いなく今ありますので、やはり埼玉の数字で見た物価上昇、ここは中央の捉えている期間と、併せて10月から6月の間の物価上昇を見ると、4.2%という数字が出ています。これを埼玉の地域別最賃に換算した場合、41円に端数が出ますので、切上げをさせていただいた42円、そして、今年、ランクの見直しがされたということ、そのランクの見直しの主な意図ということで行きますと、地域間格差の是正であるということからも、ここは、各地方の審議会に委ねられているランク内の格差是正、ここも進める必要があると思っておりますので、改めて考え直した金額ということでは42円に格差是正の1円を乗せた43円の引上げが妥当ではないかと今考えております。

土屋部会長

ありがとうございました。
続いて使側からお願いいたします。

廣澤委員

使側といたしましては、これまでも物価上昇とか春季労使交渉の賃金結果等を踏まえて、最賃を引き上げる必要性はあるということはお伝えしてきたと思います。これまでは、りそな総研の3.1%、31円としておりましたが、時点としては4月の数字になりますので、そこは少し労側の御主張等を踏まえて、消費者物価の動向を反映するほうがよりいいのではないかと考えを改めておまして、同じさいたま市ですが、6月の数字、要するに3.8%、この数字を使って、 $987 \times 3.8\%$ の37.5を四捨五入して38円の数字を今は考えております。

以上でございます。

土屋部会長

ありがとうございました。
ほかにこの場で、発言がある方いらっしゃったらお願いしたいのですが、よろしいですか。

それでは、今お話いただいたように、今の時点で労側が43円、使側が38円ということで、まだ開きがあります。

本日の審議会は午前中を予定しておまして、もうそろそろ時間でもありますので、今日はここまでとして、明日も引き続き、審議を行いたいと思います。

議題の2については、以上でよろしいでしょうか。

それでは、議題の3に移りまして、議題の3はその他ですが、まず、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 特に用意しているものはございません。

土屋部会長 分かりました。それでは、これで終了となりますが、次回の開催ですが、先ほど言いましたが、明日8月4日、午前9時半から、第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。公労使3者で行う審議は公開いたします。本日の部会はこれで閉会します。どうもありがとうございました。

— 了 —